虐 待 防 止 のための指 針

株式会社フルフィリング

児童発達支援・放課後等デイサービス

Beyond Kids

1.基本方針

株式会社フルフィリングが運営する児童発達支援・放課後等デイサービス「Beyond Kids」では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用児童の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用児童に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して 福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2.虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1)虐待防止委員会の設置
虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。なお、本委員会の統括責任者(委員長)は管理者とします。また委員会において、虐待防止のための責任者(虐待防止責任者)は児童発達支援管理責任者とし、児童指導員又は保育士、その他の職員を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)と定めます。
※ 身体拘束適正化検討委員会と一体となって運営することとします。

委員会は、虐待防止責任者が招集します。(年 1 回以上)
委員会の構成と役割は以下の通りとする。

<table>
<tr><th colspan="2">総括責任者(委員長)</th><th>管理者</th></tr>
<tr><td>虐待防止責任者</td><td rowspan="2">1.虐待防止の計画づくり
2.虐待防止のチェックとモニタリング
3.虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討</td><td>児童発達支援管理責任者</td></tr>
<tr><td>委員(担当者)</td><td>児童指導員又は保育士
その他の職員</td></tr>
</table>

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
④ 職員が虐待等を把握した場合に、通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑤ 虐待等が発生した場合、発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
委員会は、職員セルフチェックシート・虐待早期発見チェックリストを使用し、虐待の早期発見に努めます。

(2)虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括責任者は委員長が行い、虐待防止責任者は児童発達支援管理責任者とします。 虐待防止責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進します。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報することとします。

相談・通告先	受付時間	電話番号
警察(緊急時)	24 時間 365 日	110
越谷警察署　生活安全課(相談窓口)	平日:8:30～17:15対応	048-961-0110
越谷市児童相談所	平日:8:30～18:15対応	048-975-4152
越谷市　こども家庭センター	平日:8:30～17:15対応	048-963-9319
埼玉県虐待通報ダイヤル	24 時間 365 日	#7171
児童相談所全国共通ダイヤル	24 時間 365 日	189(いち・はや・く)

3.虐待防止のための職員研修の基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

具体的には、次のプログラムなどを実施します。

・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
・ 発生した場合の改善策　など

実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

4.事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する方針

職員が他の職員などによる利用児童への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
虐待者が虐待防止責任者本人であった場合は、統括責任者（委員長）に相談します。
虐待防止責任者は職員からの相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止責任者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口機関に相談します。
事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したのかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内での虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発の想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

5.虐待等又はその疑いが発生した場合の対応方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6.虐待等に係る相談・苦情解決方法に関する方針

虐待等の苦情相談については、窓口担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の従業者に相談します。
苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、 当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
対応の流れは、上述の「4. 事業所内で発生した虐待等の報告等の方策に関する方針」に依るものとし、虐待を発見、発生した場合の対応フローチャート（別紙5）を確認し、実施します。
苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

7.利用者等に対する当該指針の閲覧

利用児童等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）このマニュアルは令和７年６月１日より施行する

株式会社フルフィリング　児童発達支援・放課後等デイサービス
Beyond Kids